（別紙様式第１号）

研修機関等（変更・再※１）認定申請書

番　　　　　号

年　　月　　日

愛知県知事　殿

所　 在 　地

研修機関等名

代表者職氏名

電話番号

農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農促進研修支援事業の資金、就農準備支援事業の資金、就農準備資金、就農準備支援資金及びサポート体制構築事業のうち研修農場の整備の交付対象者の研修先又は交付対象者が整備する研修農場として認定を受けたいので、農業人材力強化総合支援事業、新規就農者確保緊急対策、新規就農者育成総合対策及び新規就農者確保緊急円滑化対策研修機関等認定要領（以下「認定要領」という。）第３の１に基づき申請※２します。

記

１　変更の理由※３

２　変更の内容※３

別添のとおり※４

３※３研修機関等の認定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 認定基準 | 申請する研修機関等の状況 |
| 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること | □ 左記要件を満たしている□ 左記要件を満たしていない |
| 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること | □ 下記１～５の各項目について確認 |
| 研修実施体制 | １　定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、２の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。） | □ 明記している□ 明記していない |
| ２　研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること | □ 左記要件を満たしている□ 左記要件を満たしていない |
| ３　研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む） | □ 研修に必要な講師や指導者を確保し、施設・機械等を備えている□ 研修に必要な講師や指導者が確保されていない、又は施設・機械等を備えていない |
| 研修期間 | ４　概ね１年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則１日８時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が６時間を超えれば４５分以上、８時間を超えれば１時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週１日以上又は４週間を通じて４日以上の休日を与えること）を確保すること。 | □ 左記要件で研修を行うことができる□ 左記要件で研修を行うことができない |
| 研修内容 | ５　就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること①　栽培管理等の生産技術・知識に関する研修②　農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修③　販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修 | □ 研修内容が左記の通り総合的かつ体系的に設定されている□ 研修内容が左記の通り総合的かつ体系的に設定されていない |
| 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること | □ 配慮できる□ 配慮できない |
| 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること | □ 適切な評価ができる□ 適切な評価ができない |
| 研修終了後に、研修生が就農できるよう支援することが可能であること | □ 支援することができる□ 支援することができない |
| 認定要領別表に掲げる実施要綱に基づき県が行う以下の事務等に対する協力が可能であること① 研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認② 就農準備資金等の交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後１年以内に原則50歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農できなかった場合などに行う就農準備資金等の返還事務等。 | □ 県が行う左記の事務に協力する□ 県が行う左記の事務に協力しない |
| その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること | □ 適切である□ 適切でない |

「添付書類」

(１)研修実施計画（研修内容については、なるべく具体的に記入すること。（例えば、「栽培」「管理」といった漠然とした内容でなく、具体的に「栽培」「管理」の何について学ばせるのかを記入する。）また、①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修、②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修、③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修が設定されていること。研修期間は、概ね１年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則１日８時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が６時間を超えれば45分以上、８時間を超えれば１時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週１日以上又は４週間を通じて４日以上の休日を与えること）を確保すること。）（別添１）

(２)農業経営等の概要（農業団体等は別添２－１、先進農家及び先進農業法人は別添２－２）

(３)定款又は履歴事項全部証明書写し（法人の場合）

(４)規約写し（任意団体の場合）

(５)研修について明記されている定款・規約・設置要領等（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで確認するため、添付不要）

(６)要領第２の２（３）②・③の一部又は全部を派遣研修（例：農業大学校のニューファーマーズ研修）により外部の教育機関等で習得させる場合は、どの機関等でどのような研修を受講させるのかがわかる、外部の教育機関等が発行する資料

(７)その他、研修生が就農に必要な技術や知識を習得できる研修機関等であることを確認するために参考となる資料

（注）※１　変更認定申請を行う場合は、「研修機関等変更認定申請書」とする。

再認定申請を行う場合は、「研修機関等再認定申請書」とする。

※２　変更認定申請を行う場合は、下線部を「第６に基づき変更認定申請」とする。

再認定申請を行う場合は、下線部を「第７に基づき再認定申請」とする。

※３　認定申請及び再認定申請を行う場合は、下線部を削除する。

※４　変更に係る部分について変更前を括弧書きで上段に記載する。

別添１

研修実施計画

１　研修責任者及び研修指導者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 所属名・職名・氏名 | 担当する研修 | 左記研修を実施できる技術・知識を有している根拠 |
| 責任者 |  |  |  |
| 指導者 |  |  |  |
| 指導者 |  |  |  |
| 指導者 |  |  |  |

＊研修指導者については、必要に応じ行を追加又は削除すること。また、研修指導者が年度交代等により固定していない場合は、職名及び氏名の記入を省略することができる。

＊「担当する研修」については、研修実施計画「４研修内容」と対応していること。

＊「左記研修を実施できる技術・知識を有している根拠」については、経験年数や資格・組織活動等を示すなど、具体的に記載すること。

２　習得させる技術・知識

（１年目）

（２年目）

３　主な研修対象品目

４　研修内容（１年目）

研修開始月　○月～　・　随時　（いずれかに○）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 研修時間 | 研修日数 | 内　　　　容 |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 研修時間合計 |  |  |  |

研修内容（２年目）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 研修時間 | 研修日数 | 内　　　　　　容 |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 　月 |  |  |  |
| 研修時間合計 |  |  |  |

＊研修計画については、研修時期に即して習得を目指す技術・知識を記載するなど、年間を通じて同一の内容にならないよう留意して立てること。

＊２年目の研修計画については、１年目の研修で習得させる技術・知識をふまえて立てること。

＊内容については、なるべく具体的に記入すること。（例えば、「栽培」「管理」といった漠然とした内容でなく、具体的に「栽培」「管理」の何について学ばせるのかを記入する。）

＊内容に、①栽培管理等の生産技術・知識に関する研修、②農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修、③販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修が設定されていること。

＊研修期間は、概ね１年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則１日８時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が６時間を超えれば45分以上、８時間を超えれば１時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週１日以上又は４週間を通じて４日以上の休日を与えること）を確保すること。

５　休憩時間及び休日の確保

６　研修生の受け入れ可能人数

７　研修の実施及び円滑な就農のための関係機関や関係団体等との連携

＊各関係機関や関係団体等の役割（どのような指導・助言を行うことができるか）を明記すること。

＊他の資料に上記内容が記載されている場合は、その資料の添付をもって記載を省略することができる。

８　研修をマネジメントする機能及びその人材等

＊研修全般を管理し、研修生が就農するために必要な技術・知識を習得させるという目的を達成させるための体制及び責任者について記載すること。

＊他の資料に上記内容が記載されている場合は、その資料の添付をもって記載を省略することができる。

９　研修生の健康管理及び事故防止対策

10　研修生の研修実施状況の評価体制

11　研修終了後の支援内容

|  |  |
| --- | --- |
| 研修生が研修終了後に就農できるための具体的な指導・支援内容 |  |

別添２－１（農業団体等用）

研修機関の概要

１　名称

２　所在地

３　構成員

（法人）役員　　名、正社員　　名、常時雇用　　名、臨時雇用　　名

（任意団体）構成員　　名

４　設立（法人の場合）

　　　　年　　月

５　研修対象品目

６　研修実施ほ場及び面積

７　主な施設・機械

８　過去５年間の研修生受入実績と研修終了後の定着状況

９　その他特記事項

※先進農家における現場研修を行う場合、該当農家分について、別添２－２に準じた様式を添付すること。

※他の資料に上記項目が記載されている場合は、その資料の添付をもって記載を省略することができる。

別添２－２（先進農家及び先進農業法人用）

農業経営等の概要

１　氏名又は名称

２　農業経営地

３　栽培品目及び栽培面積

４　主な施設・機械

５　構成員

（個人）家族　　名（本人含む）、常時雇用　　名、臨時雇用　　名

（法人）役員　　名、正社員　　名、常時雇用　　名、臨時雇用　　名

６　設立（法人の場合）

　　　　年　　月

７　販売方法

８　直近年の販売金額及び所得（法人の場合は経常利益）

・販売金額　　　　　　　　万円

・所得（経常利益）　　　　万円

９　過去５年間の研修生受入実績と研修終了後の定着状況

10　その他特記事項

※他の資料に上記項目が記載されている場合は、その資料の添付をもって記載を省略することができる。

（別紙様式第２号）

研修機関等推薦書

番　　　　　号

年　　月　　日

愛知県知事　殿

市町村長名

農業人材力強化総合支援事業、新規就農者確保緊急対策、新規就農者育成総合対策及び新規就農者確保緊急円滑化対策研修機関等認定要領第３の２に基づき、別添研修機関等を就農のために必要な研修先として位置付け推薦します。

また、改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱、新規就農者確保緊急対策実施要綱、新規就農者育成総合対策実施要綱及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づき、県が行う下記の事務に対して、必要に応じて協力します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 市町村が協力する主な事務 | 市町村の意志確認 |
| 推薦した研修機関等における交付対象者の研修実施状況又は成果目標の達成状況の確認 | * 県が行う確認事務に必要に応じて協力する
* 県が行う確認事務に協力しない
 |
| 推薦した研修機関等における交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後１年以内に原則50歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農できなかった場合などに行う農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農促進研修支援事業の資金、就農準備支援事業の資金、就農準備資金及び就農準備支援資金の返還事務等。また、サポート体制構築事業のうち研修農場の整備の交付対象者が、補助対象経費以外に使用した場合などに行う返還事務等。 | * 県が行う返還事務等に必要に応じて協力する
* 県が行う返還事務等に協力しない
 |

「添付書類」

研修機関等認定申請書（別紙様式第１号、別添１・２、その他参考資料）

　　推薦する研修機関等一覧（別紙様式第４号）

（別紙様式第３号）

番　　　　　号

年　　月　　日

農業水産局長 殿

○○農林水産事務所長※１

研修機関等認定申請について（副申）

○○市（町村）長からの推薦を受けた※２研修機関等から別添のとおり申請がありました。

内容を審査したところ、認定基準を満たしていると認められます。

「添付書類」

研修機関等認定申請書（別紙様式第１号、別添１・２、その他参考資料）

研修機関等推薦書（別紙様式第２号）

推薦する研修機関等一覧（別紙様式第４号）

（注）下線部は要領第３の３（２）の場合は

※１　「農業大学校長」とする。

※２　削除する。